

東京とどまるマンション登録マーク取扱要領

令和6年8月29日付6住民マ第442号

(目的)

第1条 この要領は、東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度基本方針（令和5年1月25日付4住企第577号。以下「基本方針」という。）に基づく「東京とどまるマンション」を表示するための登録マーク（以下「登録マーク」という。）の利用に関し、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日10財管総第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度)

第2条 東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度（以下「本制度」という。）は、基本方針及び東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度実施基準（令和5年3月28日付4住企第692号。以下「実施基準」という。）により、災害による停電時でも自宅での生活を継続しやすい共同住宅を「東京とどまるマンション」として東京都が登録し、登録情報を公開する制度である。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 住宅所有者

実施基準第2条第2号に規定する者をいう。

2 区分所有者

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する者をいう。

(利用範囲)

第4条 登録マークを利用する際は、第5条に定める利用許諾手続を経て、東京とどまるマンション登録マークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に基づき、利用することができる。

2 前項に係る利用期間等は、以下に掲げる事項のとおりとする。

（1）第5条により東京都から許諾承認通知書を受けた日から利用できる。

（2）実施基準第9条に定める登録の有効期間を利用期間の上限とし、実施基準第10条に定める登録の更新により、利用期間は延伸されない。

3 第1項に係る利用目的は、東京とどまるマンションの登録を受けたマンション又は住戸（以下「登録住宅」という。）について、登録を受けた旨の表示に限る。

4 第1項に係る利用内容は、第3項の利用目的に沿ったものとし、利用できる作成物は、パンフレット、カタログ、ウェブサイト又はチラシのうち、次の各号のいずれかに該当するものに限る。なお、以下に該当しないものについては東京都著作権取扱要綱に従う。

(1) 住宅所有者又は東京とどまるマンションの区分所有者が、登録住宅について発行若しくは制作と管理を併せて行うもの

(2) 住宅所有者又は東京とどまるマンションの区分所有者と、登録住宅の賃貸・売却に向けて契約した不動産仲介業者が、本要領の規定を遵守の上、制作、発行及び管理を行うもの

(3) 住宅所有者、東京とどまるマンションの区分所有者又は(2)の不動産仲介業者と契約し、登録住宅の広告掲載を行う不動産情報サイトの運営事業者等が、本要領の規定を遵守の上、制作、発行及び管理を行うもの

5 前項の規定に関わらず、以下に掲げる事項に該当する場合は利用することができないものとし、利用を許諾しない。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。

(3) デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。

(4) 東京都及び本制度のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

(5) 有償頒布（販売）する商品や、有償提供サービスに使用する製品に提示するとき。

(6) 登録住宅所有者が提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして利用するなど、東京都が有する商標権の機能を害するとき。

(7) 第三者にマークを利用させるなど、東京都が有する著作権の侵害にあたるとき。

(8) 第三者の利益を害すると認められるとき。

(9) その他都が不適当と認めるとき。

(利用許諾手続)

第5条 登録マークを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、東京とどまるマンション登録マーク利用許諾承認申請書（別記様式第1号）を東京都に提出し、東京都の許諾を得なければならない。

(1) 東京都は、前項の規定による提出があった場合、内容を確認した上で、利用を許諾するときは東京とどまるマンション登録マーク利用許諾承認通知書（別記様式第2号）を、利用を許諾しないときは東京とどまるマンション登録マーク利用許諾不承認通知書（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(2) 前項の規定による許諾に当たっては、東京都は必要な条件を付すことができる。

(3) 前項の条件に不服のある申請者は、東京とどまるマンション登録マーク利用許諾承認書を受理した日から1週間以内に、東京とどまるマンション登録マーク利用許諾承認

取下届出書（別記様式第4号）を東京都に提出することにより、マークの利用申請を取り下げることができる。

（利用上の遵守事項）

第6条 前条により許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、マークの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
- (2) 他のマークや文言の近傍に配置するなど、マークの独立性が阻害されるような利用を行ってはならない。
- (3) 住宅所有者が第三者に利用させること（再利用許諾）を行ってはならない。
- (4) 自己のものとして商標又は意匠目的に使用すること、及び登録出願を行ってはならない。

（利用の中止）

第7条 利用者は、登録マークの利用を中止しようとするときは、東京とどまるマンション登録マーク利用中止届出書（別記様式第5号）を東京都に提出しなければならない。

（利用承認の取消）

第8条 利用者が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、登録マークの利用許諾を取り消すものとする。

- (1) 第4条第5項又は第6条に違反した登録マークの利用が認められたとき。
 - (2) 実施基準第11条により登録が取り消されたとき。
 - (3) その他不適切な登録マークの利用等が認められたとき。
- 2 東京都は、前項に規定する利用許諾の取消しを行ったときは、登録マーク利用承認取消通知書（別記様式第6号）を、当該取消しを受けた利用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた利用者は、登録マークの利用を直ちに中止するとともに、第4条第4項に規定するマークを提示した利用対象物が流通しないための措置を講じなければならない。
- 4 東京都は、第1項に規定する利用承認の取消しを受けたことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（著作権の帰属及び著作権使用料）

第9条 登録マークの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は東京都に帰属する。本要領に基づき利用許諾を受けたことにより移転するものではなく、利用者は著作権を使用することはできない。

- 2 本要領に基づくマークの利用許諾に係る著作権使用料は、東京都著作権取扱要綱によ

る。

(免責)

第 10 条 登録マークの利用により生じたいかなる損害に対しても東京都は一切の責任を負わない。

(その他)

第 11 条 本要領に定めのない事項については、関係規定に基づき、東京都が判断する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 13 日から施行する。